

2-4 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認

(1) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書の受理

イ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除^(注1)を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります^(注2)。しかし、その後の年分については、年末調整の際に、各人から提出された「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます。))に基づいて控除を行うことができることになっていますから、この控除を受けようとする人に対しては、所要事項を記載した住宅借入金等特別控除申告書を年末調整のときまでに提出するよう指導してください。

(注) 1 以下「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」は、住宅借入金等特別控除及び特定増改築等住宅借入金等特別控除を総称した用語として使用しています。

2 住宅借入金等により住宅の新築・購入又は増改築等をして、自己の居住の用に供していた人が、やむを得ない事由によりその住宅を居住の用に供しなくなった後に、再び居住の用に供し、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年分についても同じです。

ロ 住宅借入金等特別控除申告書には、次に掲げる証明書^(注1)の添付^(注2)が必要です。

① その人の住所地の税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」(以下「控除証明書」といいます。)

② 借入等を行った金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「年末残高等証明書」といいます。)

(注) 1 これらの証明書に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を含みます。

2 住宅借入金等特別控除申告書に記載すべき事項を電子データにより提供する場合、その住宅借入金等特別控除申告書に添付すべき証明書類等の提出に代えて、その証明書類等に記載されるべき事項が記録された情報で電子証明書等が付されたものを住宅借入金等特別控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより給与の支払者に提供することを含みます。

なお、これらの証明書の添付についての具体的な手続は、次のようになります。

(イ) 平成23年以後に住宅を居住の用に供した場合

税務署から送付された令和3年分の住宅借入金等特別控除申告書(「平成33年分」と記載されたもの)を含みます。以下同じです。)の用紙の下部分が控除証明書になっていますから、令和3年分の住宅借入金等特別控除申告書に住所、氏名、控除を受けようとする金額など所要事項を記載した上、**年末残高等証明書を添付**して提出します。

(ロ) 平成22年以前に住宅を居住の用に供した場合

前年以前の年末調整において既にこの控除の適用を受けており、かつ、本年も同一の給与の支払者の下においてこの控除の適用を受ける場合には、控除証明書の添付を要しないこととされていますから、令和3年分の住宅借入金等特別控除申告書に既に年末調整でこの控除の適用を受けている旨の表示(具体的には、備考欄の「有」の文字を○で囲みます。)を行うほか、住所、氏名、控除を受けようとする金額など所要事項を記載した上、**年末残高等証明書を添付**して提出します。

令和3年分の住宅借入金等特別控除申告書の提出先である給与の支払者が前年以前に住宅借入金等特別控除申告書を提出した給与の支払者と異なることとなった場合や、居住の用に供した年の翌々年以後に初めて年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることとなった場合などには、住所地の所轄税務署に申請をして控除証明書の交付を受け、これを令和3年分の住宅借入金等特別控除申告書に添付します(平成24年6月以後に再交付を受けた控除証明書及び住宅借入金等特別控除申告書は、兼用様式となっていることから、住所地の所轄税務署への申請の必要はありません。)

税務署から送付されたこれらの住宅借入金等特別控除申告書や控除証明書を給与の支払を受ける人が紛失したときなどには、本人から税務署にこれらの書類の再交付を申請するよう指導してください。

ハ 住宅借入金等特別控除申告書の受理等に当たっては、次のことに注意してください。

- (イ) 住宅借入金等特別控除申告書は、控除を受けることとなる各年分の一括して税務署から所得者本人に送付していますが、本年分の年末調整の際には、そのうち令和3年分の住宅借入金等特別控除申告書の提出を受けてください。
- (ロ) 住宅借入金等特別控除申告書は、給与の支払者の下で保管することとされていますが、税務署から再交付された控除証明書が住宅借入金等特別控除申告書に添付されて提出された場合には、その添付された控除証明書についても保管しておくようにしてください。
- (注) 従業員から提出された「平成33年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」の「平成33年分」部分については、補正をしていただく必要はありません。

お知らせ

平成28年分から住宅借入金等特別控除申告書に給与の支払者の法人番号を記載する必要があります（個人事業者を除きます）。

なお、平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、平成28年分以降の住宅借入金等特別控除申告書へのマイナンバー（個人番号）の記載は不要となりましたが、平成26年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄を設けた住宅借入金等特別控除申告書が送付されています。

平成26年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄に斜線を引くなどしてマイナンバー（個人番号）を記載しないよう周知しているところですが、各人から提出された住宅借入金等特別控除申告書に誤ってマイナンバー（個人番号）が記載されていた場合は、マイナンバー（個人番号）をマスキングするなどの対応をしていただきますようお願いします。

※ 住宅借入金等特別控除申告書は、居住年により様式が異なります。具体的な記載方法は、44ページ以降の記載例をご覧ください。

(2) 住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認

住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除とは

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除とは、個人が住宅借入金等を利用して居住用家屋の新築、取得又は増改築等（以下「取得等」といいます。）をした場合で、一定の要件を満たすときは、その取得等に係る住宅借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除するというものです。

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等の要件及び控除限度額等については、次の「〔参考〕控除限度額等の一覧表」をご確認ください。

なお、制度の詳細については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご確認ください。

(注) 所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額がある場合については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります（個人住民税における「住宅借入金等特別税額控除制度」）。詳しい内容については、最寄りの市区町村にお尋ねください。

〔注意事項〕

- 1 その家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していない場合には、この制度の適用を受けることはできません。

ただし、居住の用に供さなくなったことが死亡による場合には、死亡した日まで引き続いて自己の居住の用に供していれば、その年については死亡した日の住宅借入金等の残高を基に控除を受けることができます。

(注) 1 居住の用に供することができなくなったことが災害によって被害を受けたことによるものである場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、その家屋の敷地を賃貸用として利用した場合などを除き、残りの適用期間についても引き続きこの制度の適用を受けることができます（以下この特例を「適用期間の特例（災害関係）」といいます。）。

また、災害により居住の用に供することができなくなった家屋が、被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する場合には、この適用期間の特例（災害関係）と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を重複して受けることができます。

なお、これらの適用は、災害により平成28年1月1日以後に、その家屋を居住の用に供することができなくなった個人の平成29年分以後の所得税について適用されます。

- 2 居住の用に供することができなくなったことが東日本大震災によって被害を受けたことによるものである場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間についても引き続きこの制度の適用を受けることができます（以下この特例を「適用期間の特例（東日本大震災関係）」といいます。）。

また、この適用期間の特例（東日本大震災関係）と住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例については、重複して適用を受けることができます。

- 2 令和3年分の合計所得金額（11ページ参照）が3,000万円を超える人は、本年分の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除は受けられませんので、特に、給与所得以外の所得がある人についてはご注意ください。
- 3 予定額による証明である旨を付記してある「年末残高等証明書」に基づき（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けた後、その住宅借入金等の返済が遅延したこと又は一部を繰上返済したことなどにより実際の住宅借入金等の年末残高がこの証明書に記載された額と異なることとなった場合には、改めて借入等を行っている金融機関等から実際の返済等の額による「年末残高等証明書」の交付を受け、これに基づいて正しい申告書を提出し直す必要があります。
- 4 連帯債務となっている住宅借入金等がある場合には、各年12月31日現在のその住宅借入金等の残高に、その住宅に係る持分を取得するためにその住宅借入金等について負担すべきものとした割合を乗じて計算した金額に基づいて記載します。
- 5 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている人が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限り、）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、その借換えをした年以降の各年において次により計算した金額を住宅借入金等の年末残高として記載します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- 6 住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた人は、住宅借入金等の年末残高の合計額がその住宅の取得等の対価の額又は費用の額を超えるかどうかの判定に当たり、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からこれらの特例の適用を受けた金額を差し引いた金額に基づいて記載します。

〔参考〕控除限度額等の一覧表（令和２年12月31日居住開始分まで掲載）

1 住宅借入金等特別控除

住 宅 を 居 住 の 用 に 供 し た 日	控 期	除 間	住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の 控 除 限度額	
			2,000万円以下 の部分の金額	2,000万円超 2,500万円以下 の部分の金額	2,500万円超 3,000万円以下 の部分の金額	3,000万円超 4,000万円以下 の部分の金額	4,000万円超 5,000万円以下 の部分の金額		
平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで	控除の特 額	1～10年目	0.6%		—			15万円	
		11～15年目	0.4%					10万円	
平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで	控除の特 額	1～10年目	0.6%	—					12万円
		11～15年目	0.4%						8万円
平成24年1月1日（認定 低炭素住宅に係るものは 平成24年12月4日）から 平成24年12月31日まで	本 則	10年間	1.0%			—		30万円	
	認定住宅	10年間	1.0%				—	40万円	
	住宅等額の に係るの特 額の再取得 控除	10年間	1.2%				—	48万円	
平成25年1月1日から 平成26年3月31日まで	本 則	10年間	1.0%	—					20万円
	認定住宅	10年間	1.0%			—		30万円	
	住宅等額の に係るの特 額の再取得 控除	10年間	1.2%			—		36万円	
平成26年4月1日（特別 特定取得に係るものは 令和元年10月1日）から 令和2年12月31日まで	本 則	特別特定取得 1～10年目	1.0%				—	40万円	
		特別特定取得 10年間	1.0%				—	40万円	
		特定取得以外	10年間	1.0%	—			20万円	
	認定住宅	特別特定取得 1～10年目	1.0%						50万円
		特別特定取得 10年間	1.0%						50万円
		特定取得以外	10年間	1.0%			—		30万円
	住宅等額の に係るの特 額の再取得 控除	特別特定取得 1～10年目	1.2%						60万円
		特別特定取得 10年間	1.2%						60万円

- （注）1 控除額の100円未満の端数は切り捨てます。
2 最初の年分については、確定申告により控除の適用を受ける必要がありますので、ご注意ください。
3 住宅の取得等を行った人が、その居住用家屋を居住の用に供した年の前々年からその居住の用に供した年までの間に、居住用財産の譲渡所得の課税の特例や中高層耐火建築物等の建設のための買換え（交換）の場合の譲渡所得の課税の特例などの適用を受けている場合には、この住宅借入金等特別控除を受けることはできません。また、この住宅借入金等特別控除を受けた人が、その居住の用に供した年の翌年以後3年以内の各年にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡して、これらの課税の特例の適用を受けることとなったときは、住宅借入金等特別控除の適用を受けた年分の所得税について修正申告書又は期限後申告書を提出し、既に受けた住宅借入金等特別控除額に相当する税額を納付することになります。

・年末調整のしかた
・手続
・控除額の確認

2 特定増改築等住宅借入金等特別控除

住宅を居住の用に供した日	区 分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成29年1月1日から令和2年12月31日まで	① バリアフリー改修工事等に係る費用	1,000万円 ^(※1)	1.0%	5年	12.5万円 ^(※4)
	② うち高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用 ^(※2)	250万円 ^(※3)	2.0%		
	③ 省エネ改修工事等に係る費用	1,000万円 ^(※5)	1.0%	5年	12.5万円 ^(※4)
	④ うち特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用 ^(※2)	250万円 ^(※3)	2.0%		
	⑤ 三世帯同居対応改修工事等に係る費用	1,000万円 ^(※6)	1.0%	5年	12.5万円
	⑥ うち特定多世帯同居改修工事等に係る費用	250万円	2.0%		

- (注) 1 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。
2 特定耐久性向上改修工事等については、平成29年4月1日以降に適用となります。
3 特定取得以外の場合は200万円となります。
4 特定取得以外の場合は12万円となります。
5 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、③と④の合計で1,000万円となります。
6 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、⑤と⑥の合計で1,000万円となります。

3 主な用語の説明

用語	説明
認定住宅	次のいずれかに該当する住宅をいいます。 ① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅 ② 都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物又は低炭素建築物とみなされる特定建築物
住宅の再取得等	東日本大震災により所有する住宅が居住の用に供することができなくなった個人がした住宅の再取得等で一定のものをいいます。
特定取得	住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額をいいます。以下同じです。）が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。
特別特定取得	住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。
バリアフリー改修工事等	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増改築、修繕又は模様替えて一定の工事をいいます。
省エネ改修工事等	次の「断熱改修工事等」又は「特定断熱改修工事等」をいいます。 ① 「断熱改修工事等」とは、家屋について行うエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増改築、修繕又は模様替えて一定の工事をいいます。 ② 「特定断熱改修工事等」とは、家屋について行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する増改築、修繕又は模様替えて一定の工事をいいます。
三世帯同居改修工事等	次の「特定多世帯同居改修工事等」を含む増改築等をいいます。 特定多世帯同居改修工事等とは、家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増改築、修繕又は模様替えて①調理室を増設する工事、②浴室を増設する工事、③便所を増設する工事又は④玄関を増設する工事のいずれかに該当する工事をいいます。 ※ 自己の居住の用に供する部分に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか二以上の室がそれぞれ複数になる場合に限り、適用されます。

【(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の順序】

本年の年末調整の際に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人は、令和2年分以前の所得税(及び復興特別所得税)の確定申告により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた人ですから、ここでは、本年の年末調整の際にこの控除を受ける人を対象に、住宅借入金等の年末残高の計算の方法について説明します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算は、次の(1)から(3)までに掲げるところにより行います。

- (1) 連帯債務による住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の算式により、控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高を計算します。

連帯債務による 住宅借入金等の 年末残高(円)	×	控除を受ける人が 負担すべき割合 (%)	=	連帯債務による住宅借入金等の年末 残高のうち控除を受ける人が負担す べき部分の年末残高(円)
-------------------------------	---	----------------------------	---	--

「控除を受ける人が負担すべき割合」については、原則として、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年の確定申告の際に提出した「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」に記入した負担割合によります。

(注) 年末調整において(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入を受けてください。

なお、その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

また、居住日の属する年分が平成31年から令和3年までの各年分である個人に対し、令和2年10月1日以後に税務署から送付する控除証明書には、控除を受けるべき人が負担すべき割合が記載されています(この負担すべき割合が記載された控除証明書の添付をする場合には、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄への連帯債務者に関する事項の記載は不要です。)

- (2) 住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額が家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額を超える場合には、それぞれその家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額に相当する部分の金額だけが対象となります。

また、家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額は、その住宅の取得等又は増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は交付を受ける補助金等の額を、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)を受けた場合は住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引いた額となります。

- (3) その取得した家屋又は増改築等をした部分に自己の居住用以外の用に供する部分がある場合には、住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額に、その取得した家屋の床面積のうちに占める居住用部分の床面積の割合又はその増改築等に要した費用の総額のうちに占める居住用部分の増改築等に要した費用の額の割合をそれぞれ乗じて、居住用部分の住宅借入金等の年末残高の合計額を計算します。

なお、上記(1)から(3)までの2以上に該当するときは、(1)から(3)の順に計算(例えば、(2)と(3)に該当するときは、(2)により計算した金額を基にして(3)の金額を計算)します。

(注) 次に掲げる人などは、控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算方法などが異なることがありますので、詳しい計算方法などで不明な点については、最寄りの税務署に、お電話にてお尋ねください(税務署では、自動音声により窓口のご案内をしています。)

- ① 2 回以上の増改築等の住宅借入金等について控除を受ける人
- ② 新築又は購入した家屋をその居住の用に供した年の翌年以後に増改築等をした部分を居住の用に供したことにより、新築又は購入した家屋の住宅借入金等と増改築等の住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける人

〔設例1〕 平成26年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和3年分について年末調整でこの控除を受ける例（取得した家屋を居住用以外の用途に供している部分がある場合）

1	家屋の取得の対価の額	14,000,000円	
2	敷地の取得の対価の額	17,000,000円	
3	取得した家屋の総床面積	120.00m ²	①
4	取得した家屋の居住用部分の床面積	84.00m ²	②
5	取得した敷地の総面積	140.00m ²	③
6	取得した敷地の居住用部分の面積	98.00m ²	④
7	家屋の取得年月日	平成26年2月17日	
8	取得した家屋に居住した年月日	平成26年3月12日	
9	〇〇銀行からの借入金の年末残高	7,800,000円	⑤
10	〇〇銀行からの借入金の返済期間	20年	
11	□□銀行からの借入金の年末残高	6,000,000円	⑥
12	□□銀行からの借入金の返済期間	20年	
13	平成26年分の確定申告で受けた住宅借入金等特別控除額	155,400円	

・手
・年
・末
・調
・整
・の
・し
・か
・た
・控
・除
・額
・の
・確
・認
・順

（設例1の説明）

- この設例は、取得した家屋の一部を店舗等の居住用以外の用途に供している場合の例です。
- 住宅借入金等特別控除額の計算

(1) 取得した家屋及びその敷地には居住用部分と居住用以外の部分とがありますので、控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額は、借入金の年末残高13,800,000円（⑤＋⑥）に家屋の総床面積又は敷地の総面積のうちに占める居住用部分の床面積又は面積の割合を乗じて計算した金額とされます。

設例の場合は、家屋の居住用部分の割合（②／①）と敷地の居住用部分の割合（④／③）がいずれも同じため、次のようになります。

$$（住宅借入金等の年末残高の合計額 13,800,000円） \times 70\% = 9,660,000円$$

（注）③欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%とします。

(2) 上記(1)で計算した金額が控除額の計算の基礎となりますので、この金額に基づき住宅借入金等特別控除額を計算すると96,600円となります。

〔8年目の控除額の計算〕

$$9,660,000円 \times 1\% = 96,600円（100円未満の端数切捨て）$$

〔設例 1 の記載例〕 住宅借入金等特別控除申告書（年末残高等証明書）

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所	東京都練馬区栄町 2 3－7		
	氏 名	山川 太郎		
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等			
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額		

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和3年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和3年11月25日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所在地 東京都中央区新富2-6-1

名称 株式会社 ○○銀行

之〇株
〇式
株式

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住 所	東京都練馬区栄町23-7	
	氏 名	山川 太郎	
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 6,000,000円	
	当初金額	平成26年 2月 16日 10,000,000円	
償 還 期 間 又 は 賦 払 期 間	平成26年 2月から 令和16年 1月まで	の	20年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円		
(捺印)			

租税特別措置法施行令第20条の3第1項の規定により、令和3年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和3年11月25日

(住宅供入全等に係る債権者等)

所在地 東京都千代田区九段南1-1-1

名称 株式会社 〇〇銀行

之□株
□式
細入

平成33年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者が法人である場合は、給与の支払者の法人番号を記載してください（給与の支払者が個人事業者である場合は、給与の支払者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要はありません）。

なお、平成25年入居以前の場合、「法人番号」欄はありませんので、余白に記載してください。

神田	給与の支払者の 名称（氏名）	○○○○株式会社		（フリガナ） あなたの氏名	マカワタロウ 山川 太郎	
	給与の支払者の 法人（個人）番号	あなたの個人番号		あなたの住所 又は 居所		
税務署長	給与の支払者の 所在地（住所）	東京都 千代田区神田錦町 3-3		東京都練馬区栄町 23-1		

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算				
	④住宅のみ	⑤住宅のみ	⑥住宅及び土地等	⑦住宅及び土地等	項目	金 額 等	項目	金 額 等	
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額	新築又は購入に係る借入金等の年末残高				増改築等に係る借入金等の年末残高				
	①	円	円	円	②	円	③	円	
	14,000,000				13,800,000				
	(下の②) 円 (下の③) 円				(下の②) 円 (下の③) 円				
	(下の②) ㎡ (下の③) ㎡				(下の②) ㎡ (下の③) ㎡				
家屋又は土地等の取得対価の額				増改築等の費用の額					
②	円	円	円	円	④	円	⑤	円	
14,000,000				31,000,000				(下の②) 円 (下の③) 円	
家屋の建築面積又は土地等の取得価額又は居住用部分の床面積又は面積の占める割合				増改築等の費用のうちの居住用部分の費用の額の占める割合				(下の②) 円 (下の③) 円	
③	㎡	㎡	㎡	㎡	⑥	%	⑦	%	
84.00 = 70				98.00 = 70				(下の②) 円 (下の③) 円	
(下の②) ㎡ (下の③) ㎡				(下の②) ㎡ (下の③) ㎡				(下の②) 円 (下の③) 円	
取得対価の額に係る借入金等の年末残高（①と②の少ない方）				増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高（⑥と⑦の少ない方）				(下の②) 円 (下の③) 円	
④	円	円	円	円	⑧	円	⑨	円	
13,800,000				9,660,000				(下の②) 円 (下の③) 円	
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高（④×⑤）				居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高（⑧×⑨）				(下の②) 円 (下の③) 円	
⑤	円	円	円	円	(下の②) 円 (下の③) 円				
9,660,000				6,973,000				(下の②) 円 (下の③) 円	
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算に算入する金額となる借入金等の年末残高（⑤と⑥の少ない方）				年間所得の見積額				連帯債務による住宅借入金等年末残高	
⑥	円	円	円	円	(下の②) 円 (下の③) 円				
9,660,000				6,973,000				(下の②) 円 (下の③) 円	
特定増改築等の費用の額（備考の（注2）参照）				特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高（⑥と⑦の少ない方）（備考の（注2）参照）				(下の②) 円 (下の③) 円	
⑦	円	円	円	円	(下の②) 円 (下の③) 円				
9,660,000				6,973,000				(下の②) 円 (下の③) 円	
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（⑥×⑦）				(下の②) 円 (下の③) 円				(下の②) 円 (下の③) 円	
⑧	円	円	円	円	(下の②) 円 (下の③) 円				
96,600				6,973,000				(下の②) 円 (下の③) 円	

(注1) ④欄の②の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合と⑤欄の③の割合を、異なる場合は「年末残高で住宅借入金等特別控除額を受ける方」を選ばなければなりません。

(注2) ④欄の③の割合は、(1) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(2) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(3) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(4) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(5) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(6) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(7) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(8) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(9) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(10) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(11) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(12) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(13) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(14) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(15) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(16) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(17) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(18) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(19) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(20) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(21) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(22) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(23) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(24) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(25) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(26) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(27) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(28) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(29) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(30) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(31) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(32) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(33) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(34) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(35) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(36) 家屋の建築面積又は土地等の取得価額、(37)

⑥ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。

⑦ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。

⑧ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成33年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

176-0006

左記の方が、平成 26 年分の所得税について次のとおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

東京都練馬区栄町 23-7

.....

山 川 太 郎 様

平成 27 年 10 月 16 日

之税練
印借馬
印長東

（証明事項）

新築又は購入した家屋に係る事項

項 目	家 屋	年 間	主 地 等
居住開始年月日	①	平成 26 年 3 月 12 日	
家屋又は土地等の取得対価の額	②	14,000,000 円	③ 17,000,000 円
家屋又は土地等の取得面積又は総面積	④	120.00 ㎡	⑤ 140.00 ㎡
②又は④のうち居住用部分の床面積又は面積	⑥	84.00 ㎡	⑦ 98.00 ㎡

増改築等をした部分に係る事項

項 目	増 改 築 等
居住開始年月日	⑧
増改築等の費用の額	⑨
⑧のうち居住用部分の費用の額	⑩
特定増改築等の費用の額	⑪
⑧特定増改築等⑪住宅借入金等特別控除額	⑫ 155,400 円

（平成26年中居住者用）

(平成26年中居住者用)

マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。各人から提出された申告書にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、マスキングするなどの対応をしてください。

〔設例 2〕 令和 2 年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和 3 年分について年末調整でこの控除を受ける例（連帯債務者がいる場合）

1	家屋及びその敷地の取得の対価の額	家屋 20,000,000円 土地 22,000,000円	（左のうち本人の持分（1/2）） 10,000,000円 11,000,000円
2	取得した家屋の総床面積		100.00m ²
3	取得した家屋の居住用部分の床面積		100.00m ²
4	取得した敷地の総面積		120.00m ²
5	取得した敷地の居住用部分の面積		120.00m ²
6	家屋及びその敷地の取得年月日		令和 2 年10月24日
7	取得した家屋に居住した年月日		令和 2 年10月31日
8	〇〇銀行からの借入金（連帯債務）の年末残高		9,500,000円
9	〇〇銀行からの借入金（連帯債務）の返済期間		20年
10	□□銀行からの借入金（連帯債務）の年末残高		10,000,000円
11	□□銀行からの借入金（連帯債務）の返済期間		20年
12	連帯債務である住宅借入金等に対する本人負担割合	〇〇銀行 50% □□銀行 50%	
13	令和 2 年分の確定申告で受けた住宅借入金等特別控除額		100,000円

・ 年
・ 末
・ 調
・ 整
・ の
・ し
・ か
・ た
・ 手
・ 続
・ 確
・ 認
・ 順

（設例 2 の説明）

- この設例は、住宅借入金等が連帯債務となっている場合の例です。
- 住宅借入金等特別控除額の計算
 - 連帯債務となっている〇〇銀行からの借入金の年末残高9,500,000円と□□銀行からの借入金の年末残高10,000,000円のうち、本人の負担すべき部分の金額を計算します。

$$9,500,000円 \times 50\% + 10,000,000円 \times 50\% = 9,750,000円$$

- (1)で計算した金額9,750,000円は、家屋及びその敷地の取得の対価の額（本人の持分相当額）21,000,000円以下となりますので、9,750,000円が控除額の計算の基礎となります。

（注） この設例の場合は、取得した家屋の総床面積及びその敷地の総面積の全てが居住の用に供されているため、居住用部分のあん分計算を行う必要はありません。

- 住宅借入金等のうち本人の負担すべき部分の金額9,750,000円に控除率 1 % を乗じて住宅借入金等特別控除額を計算すると97,500円となります。

〔 2 年目の控除額の計算〕

$$9,750,000円 \times 1\% = 97,500円（100円未満の端数切捨て）$$

〔設例 2 の記載例〕 住宅借入金等特別控除申告書（住宅借入金等特別控除証明書及び年末残高等証明書）

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所 東京都港区芝5-8-1
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高 9,500,000 円
	当初金額 令和2年 10月 24日 10,000,000 円
償 還 期 間 又 は 賦 払 期 間	令和2年 10月から の 20年 月間 令和22年 9月まで
居住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額	円
(摘要)	連帯債務者 田中恵美

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和3年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和3年11月25日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所在地 東京都中央区新富2-6-1

之○株
○式

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所	東京都港区芝5-8-1		
	氏 名	田中 三郎		
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 10,000,000円		
	当初金額	令和2年 10月 24日	11,000,000円	
償 還 期 間 又 は 賦 払 期 間	令和2年 10月から 令和22年 9月まで	の	20年	月間
国・市・町・村等の取得の対価等の額 又は増価等要した費用の額				円
(摘要)	連帯債務者 田中恵美			

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和3年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する耐燃改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和3年11月25日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所在地 東京都千代田区九段南1-1-15

株式会社
銀行印

給与の支払者が法人である場合は、給与の支払者の法人番号を記載してください(給与の支払者が個人事業者である場合は、給与の支払者のマイナンバー(個人番号)を記載する必要はありません。)

なお、平成25年入居以前の場合、「法人番号」欄はありませんので、余白に記載してください。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書

令和3年分

麴町	給与の支払者の 名 称 (氏 名)	○○○○株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 田中三郎
	給与の支払者の 法 人 番 号	東京都千代田区	あなたの住所 は 居 所
	給与の支払者の 所在地 (住所)	東京都千代田区 大手町 1-3-3	東京都港区芝 5-8-1

年末調整の際、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算
	① 住宅のみ	② 土地等のみ ③ 住宅及び土地等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金額)	① () 円	() 円 19,500,000 (19,500,000)
住宅借入金等の年末残高(①のうち連帯債務の割合のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	② (%) 円	(%) 円 (50.00%) 円 9,750,000
①と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	② ①と②の少ない方 () 円	①と②(①+②)又は①の少ない方 () 円 9,750,000
③ × 「居住用割合」	④ (%) 円	(%) 円 (100.0%) (注1) 円 9,750,000
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	(最高 4,000 万円) 円 9,750,000	年間所得の長短額 (3,000 万円を超え400万円を超えない範囲の金額) 円 10,000,000
特定増改築等の費用の額(注2)	⑤ () 円	(備考) ← () 円
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑤と⑥の少ない方)(注2)	⑦ (最高 万円) 円	(注1) ①欄の①の金額が400万円以下については、②欄の②の金額が借入金と③欄の③の金額が借入金と④欄の④の金額が借入金とを合算した金額が、異なる場合は、異なるものを採用して入力してください。 (注2) 特定増改築等に係る費用が借入金と異なる場合は、異なるものを採用して入力してください。 (注3) ⑤欄の⑤欄に記入する場合は、⑤欄の⑤欄の金額に、⑥欄の⑥欄の金額を加算して入力してください。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑧ (100 円未満の端数四捨入) (最高 400,000 円) 97,500 (⑤ × 1%)	専任適用の特例を受ける場合の (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (最高 円) (注3)

この申告書及び証明書は、令和3年分年末調整を受ける際必要です。年末調整を受ける時まで保存し、給与の支払者に提出してください。

(各年末残高)
の合計額

居住日の属する年分が平成30年以前の年分である個人で連帯債務による住宅借入金等の残高がある場合には、備考欄に他の連帯債務者から、連帯債務者であること等の文言、住所及び氏名の記入等を受けてください。また、その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。

「記載例」

私は、連帯債務者として、住宅借入金等の残高19,500,000円のうち9,750,000円を負担することとしています。

東京都港区芝5-8-1 田中恵美
勤務先:新宿区三栄町24 △△株式会社

令和3年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

108-0014

東京都港区芝 5-8-1

田中 三郎
様

左記の方が、令和2年分の所得税について次の
とおり（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の
適用を受けていることを証明します。

令和 3 年 10 月 15 日

芝 税務署長

財務事務官〇〇〇

之署支
印長務

（証明事項）（令和2年中居住者用）

家 屋 に 関 す る 事 項				土 地 等 に 関 す る 事 項			
① 居住開始年月日	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価等の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合	
（特別特定） 令和2年10月31日	10,000,000 円	100.0 %	50.0 %	11,000,000 円	100.0 %	50.00	
増 改 築 等 に 関 す る 事 項				⑧ 特例期間（11年目～13年目）（※） における控除戻額			
⑨ 居住開始年月日	⑩ 増改築等の費用の額	⑪ 特定増改築等の費用の額	⑫ 居住用割合	⑬ 連帯債務割合	⑭ %	⑮ %	
年 月 日	円	円	%	%	%	%	
					（※）	年分～ 年分	

（参考）増改築等の戻額 100,000 円

各表出の取得価額の計算の経緯、この金額と異なることはありません。
異なる場合は関係書類でも示さなくてはなりません。

(注) 住宅借入金等特別控除の確定申告をした際に、家屋と土地の取得対価の額を区分しないでその合計額を記入した場合に、その合計額が住宅借入金等特別控除証明書の「証明事項」の「家屋に関する事項」欄に「計×××円」と記載されています。この場合には、住宅借入金等特別控除申告書の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算」は、「④住宅のみ」欄に証明事項の「家屋に関する事項」欄の金額や面積を移記して計算を行います。